

# 河川法第4条第1項の 一級河川の指定について

---

水管理・国土保全局

水 政 課

令和3年7月13日

# 河川の管理区分について

**一級河川** ※ 河川管理者は、国土交通大臣  
国土保全上又は国民経済上特に重要な水系に係る河川。国土交通大臣が指定。

**指定区間外(直轄管理区間)** (国土交通大臣管理)  
一級河川の中でも重要度の高い区間。

**指定区間** (一部の管理事務を都道府県知事又は政令指定都市の長が行う。)  
国土交通大臣が指定。

**二級河川** ※ 河川管理者は、都道府県知事又は政令指定都市の長  
一級水系以外の公共の利害に重要な関係のある水系に係る河川。都道府県知事が指定。

**準用河川** (市町村長管理)  
一級河川及び二級河川以外の河川から市町村長が指定。河川法が準用される。

**普通河川** (市町村長管理)  
一級河川、二級河川及び準用河川以外の河川で、河川法の適用を受けない公共物として管理。

# 一級河川指定の根拠条文

## 河川法(抄)

(一級河川)

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川(公共の水流及び水面をいう。以下同じ。)で国土交通大臣が指定したものをいう。

- 2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 4 前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
- 5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。
- 6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

## (参考) 一級河川の指定にあたっての考え方

一級河川とは、一級水系に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用などを踏まえて、一体として管理する必要がある区間を指定している。

具体的には、次の1～4のようなものを指定をしている。

- 1 河川のはん濫によりその流域の市街地等に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、整備の必要がある区間
- 2 当該水系の河川の流水、水質等に影響を与えるおそれのある貯留、取水等が行われる区間
- 3 整備又は保全が必要な貴重な自然環境、優れた景観等がある区間
- 4 河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設が存する区間及び当該区間と一体として管理を行う必要がある区間

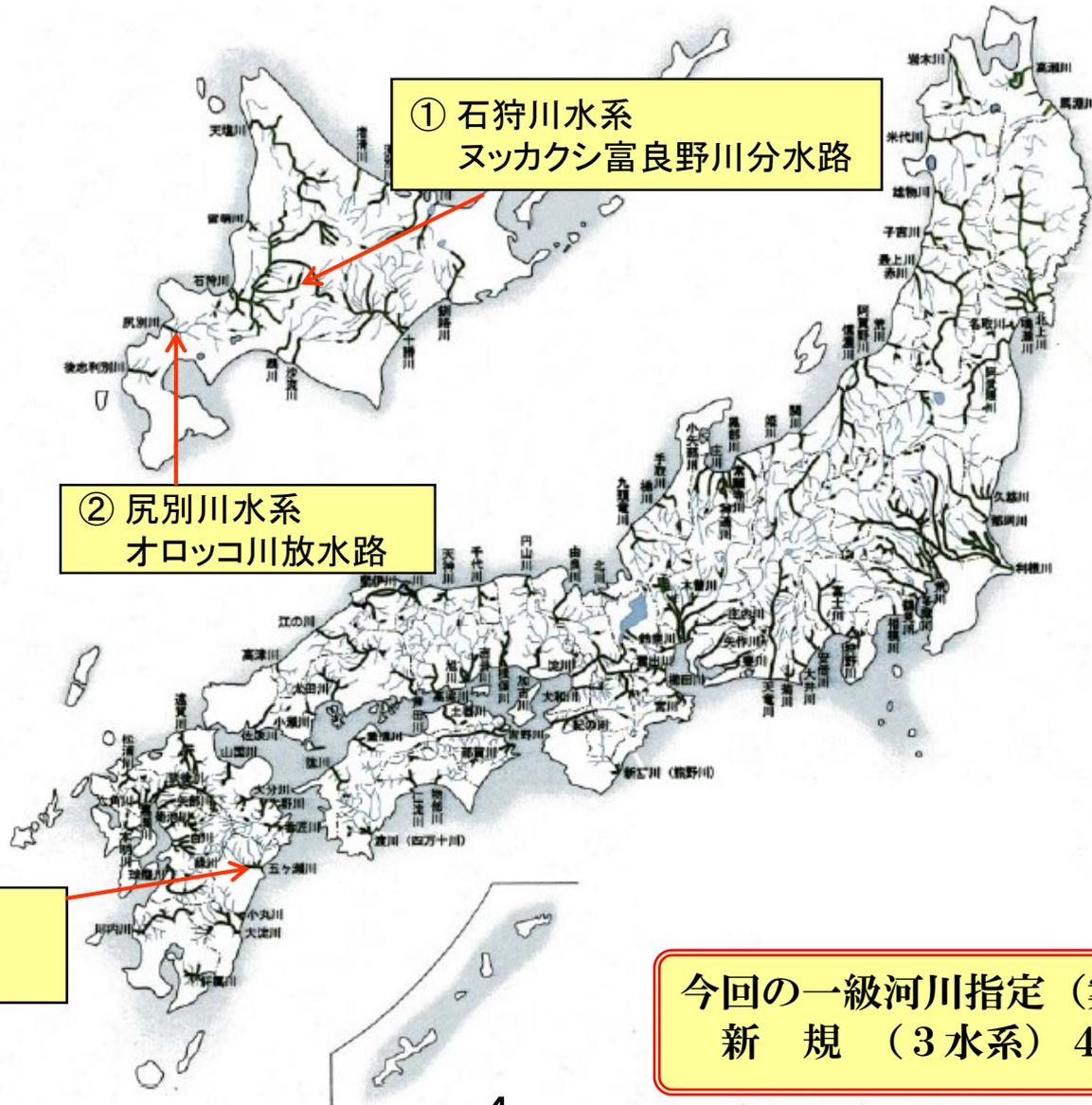
※1 既に指定済みの区間において、流路の変更、一体として管理する区間の変更等の事情がある場合には、上下流端の変更等を行っている。

平成24年10月30日開催  
河川分科会資料より

※2 河川の名称変更は、地元自治体から要望があつて、変更後の名称に係る歴史的根拠や地域の合意形成の状況等が確認された場合に行っている。

令和2年6月30日開催  
河川分科会資料より

# 一級河川指定(案)の全国位置図



ふらのがわぶんすいろ  
①石狩川水系ヌッカクシ富良野川分水路

## 河川指定の概要

北海道中富良野町の石狩川水系ヌッカクシ富良野川では、度々発生する氾濫対策として、洪水の一部を富良野川へ流すための分水路整備を進めており、令和2年度に完成することから、一級河川の指定(新規)を行うものである。

※指定にあたっての考え方:「4. 河川管理施設の存する区間」

～ヌッカクシ富良野川分水路整備の経緯～

- ・ 昭和36年豪雨、昭和41年豪雨、昭和50年豪雨、昭和56年豪雨により床下浸水等の被害が発生
- ・ 平成7年度 分水路整備事業着手
- ・ 平成13年豪雨、平成23年豪雨、平成28年豪雨災害により床下浸水等の被害が発生
- ・ 令和2年度 事業完了
- ・ 令和3年 一級河川の指定(新規)



# 石狩川水系ヌッカクシ富良野川分水路 位置図



## ②尻別川水系オロッコ川放水路

### 河川指定の概要

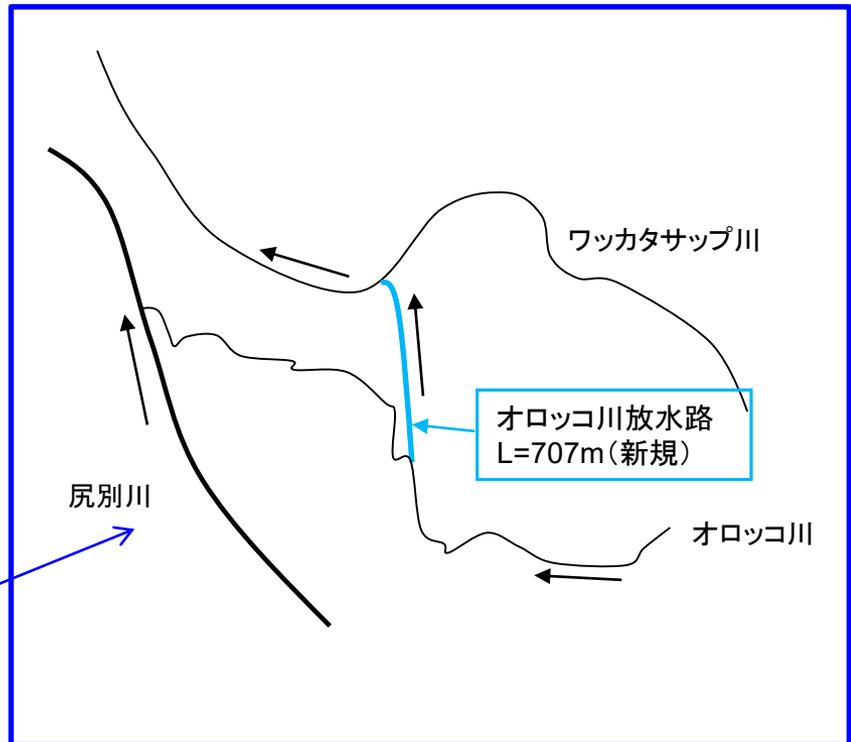
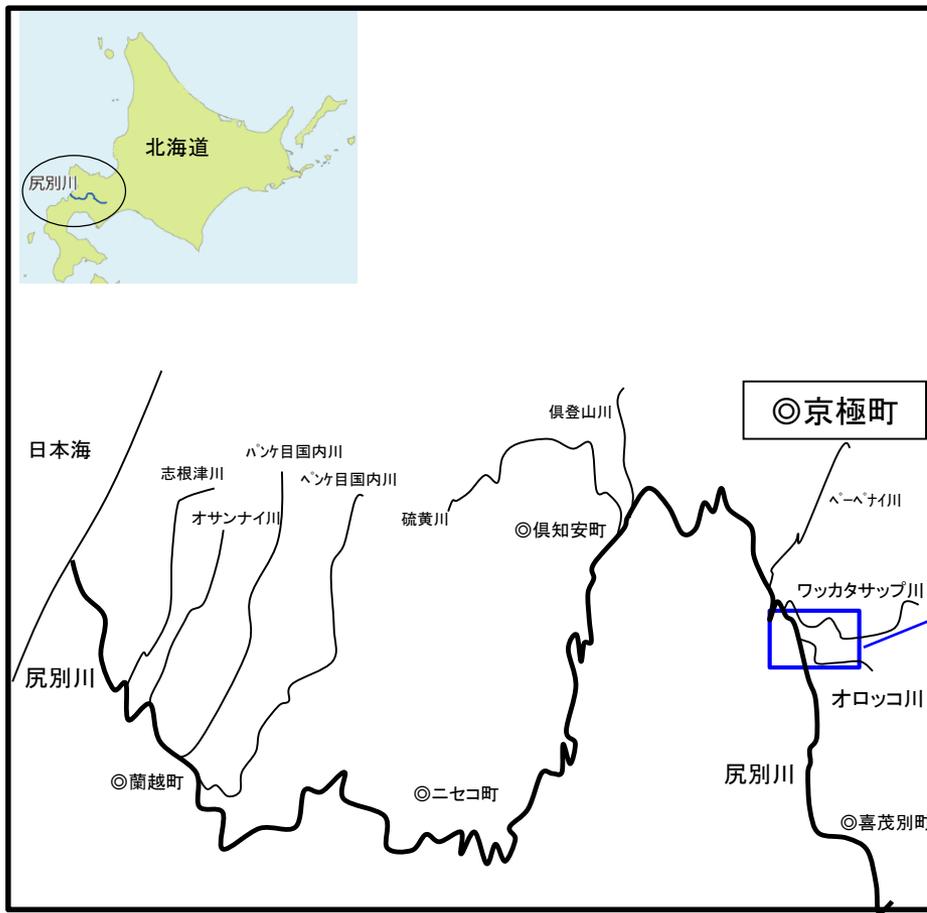
北海道京極町の尻別川水系オロッコ川では、度々発生する氾濫対策として、洪水の一部をワッカタサップ川へ流すための放水路整備を進めており、令和2年度に完成することから、一級河川に指定(新規)するものである。

※指定にあたっての考え方:「4. 河川管理施設の存する区間」

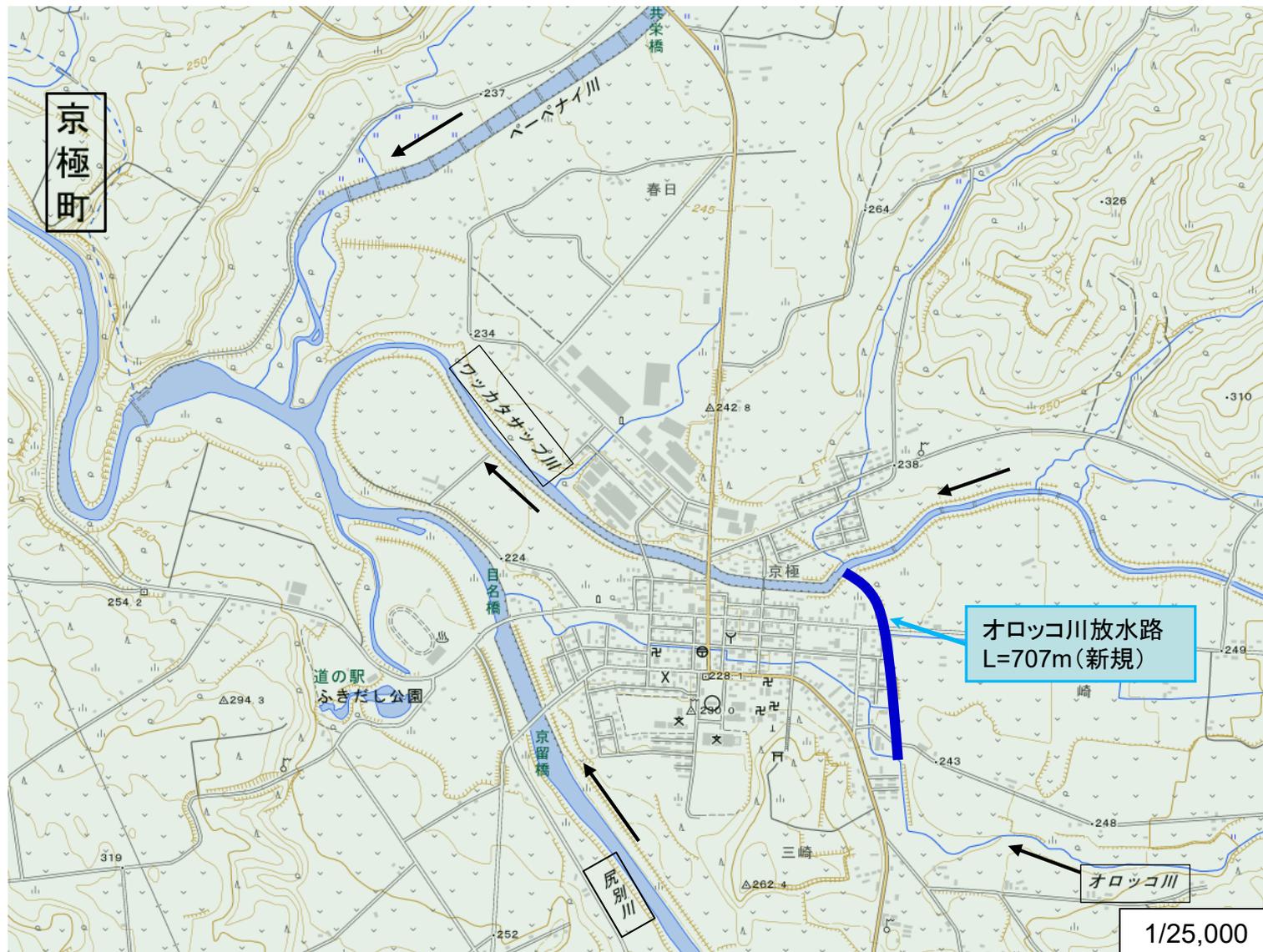
#### ～オロッコ川放水路整備の経緯～

- ・ 昭和50年豪雨、昭和56年豪雨、平成11年豪雨災害により  
床下浸水等の被害が発生
- ・ 平成14年 オロッコ川放水路事業着手
- ・ 令和2年 事業完了
- ・ 令和3年 一級河川の指定(新規)

# 尻別川水系略図(オロッコ川放水路)



# 尻別川水系オロッコ川放水路 位置図



### ③五ヶ瀬川水系<sup>もりきたにがわ</sup>森木谷川、<sup>おおのがわ</sup>大野川

#### 河川指定の概要

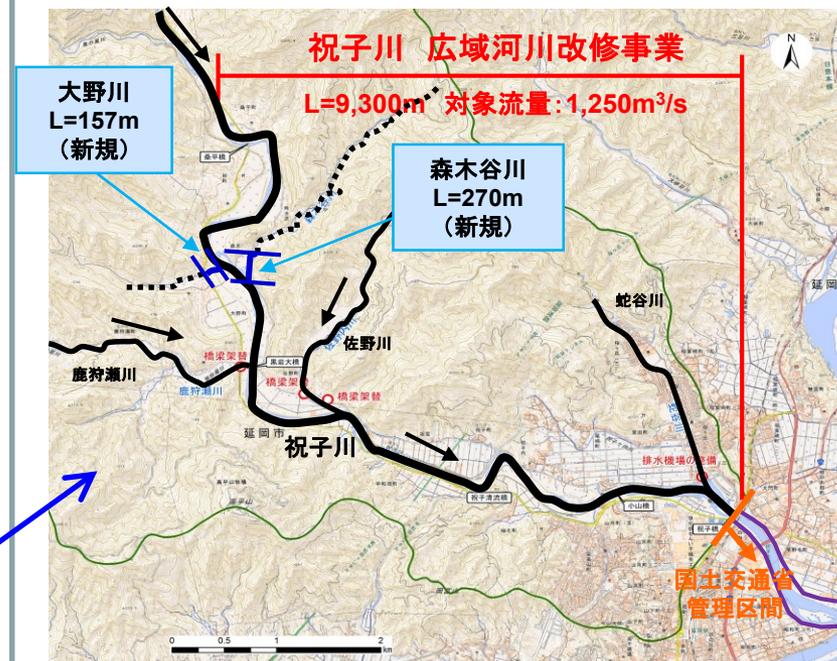
宮崎県延岡市の五ヶ瀬川水系<sup>ほうりがわ</sup>祝子川では、度々発生する浸水被害等への対策として、平成17年度より祝子川広域基幹改修事業を実施している。この改修事業計画では、祝子川の計画高水位が影響する森木谷川及び大野川(祝子川へ流入する支川)を祝子川と一連で河川改修を行い、近隣地区を保全することとしている。このため、現在普通河川となっている森木谷川及び大野川の必要区間について、一級河川の指定(新規)を行うものである。

※指定にあたっての考え方:「1. 整備の必要がある区間」(河川工事)

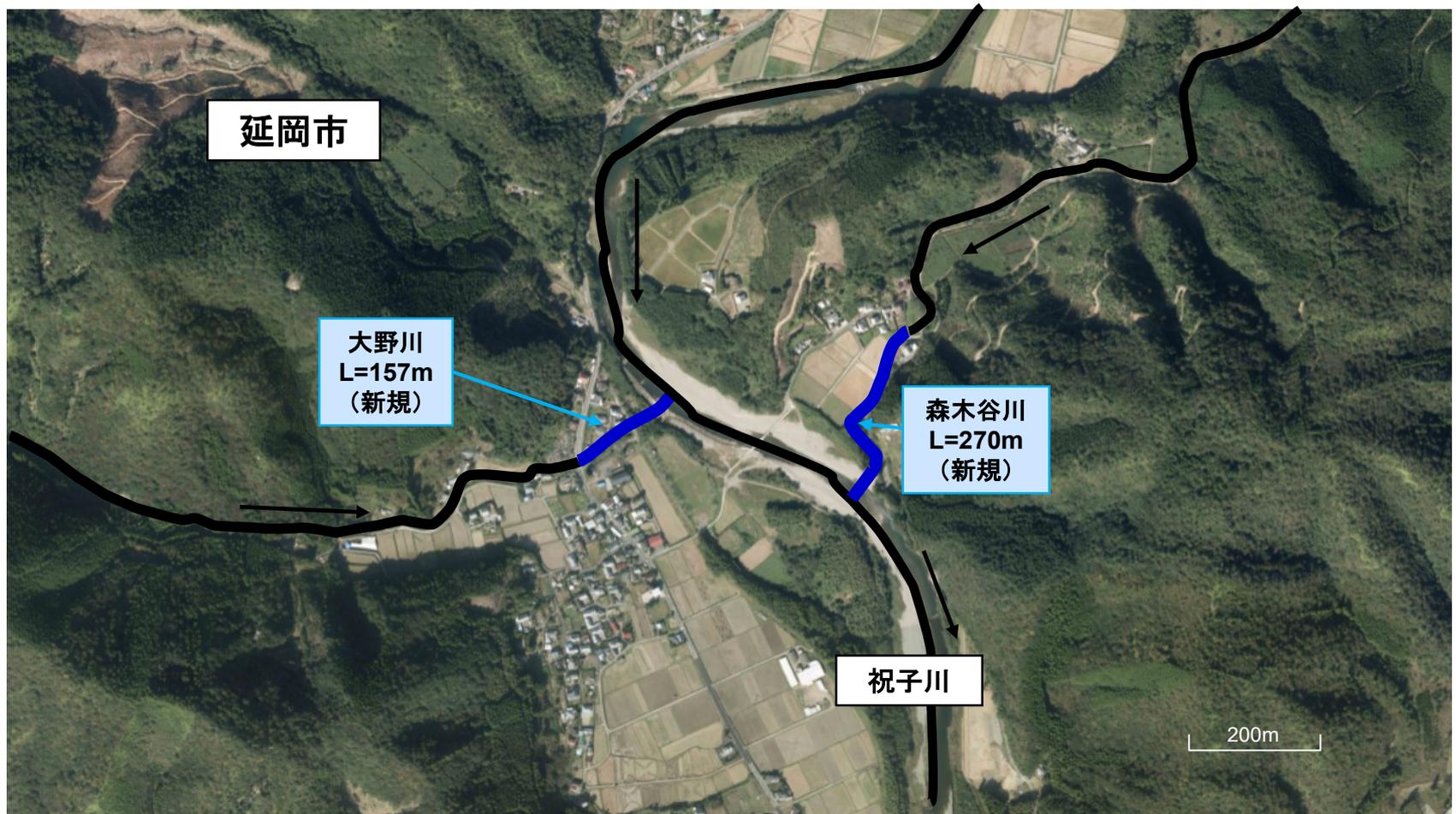
#### ～森木谷川、大野川指定の経緯～

- ・平成17年 台風により家屋浸水等の被害が発生
- ・平成17年 祝子川広域基幹河川改修事業に着手 (H17～R8予定)
- ・平成19年 台風により浸水被害が発生
- ・令和3年 一級河川の指定(新規)
- ・令和3年 森木谷川、大野川に係る工事開始 (R5年度までを予定)

# 五ヶ瀬川水系 略図(森木谷川、大野川)



# 五ヶ瀬川水系 森木谷川、大野川 位置図



※森木谷川及び大野川については、現在、普通河川となっている。